

足場の組立等の業務に係る特別教育開催のお知らせ

安全衛生特別教育規定の一部が改正され（平成27年厚生労働省告示第114号）平成27年3月25日に公布、平成27年7月1日から適用されることになりました。

7月1日の施工日以降、新たに足場の組立などの作業に就く労働者は足場上で作業、特別教育（6時間）を受講しなければ作業に就くことができない。地上や堅固な床上で「補助作業」に就く労働者は特別教育の対象外となる。

主催 建設業労働災害防止協会神奈川支部
実施 建設業労働災害防止協会神奈川支部 横浜西分会

開催日 H.P記載の通りです。 9：00～16：40（休憩時間含む）

会場 建設業労働災害防止協会横浜西分会 会議室
横浜市戸塚区品濃町541-3 木アビル6階
「車でのご来場はご遠慮下さい。公共交通手段をご利用下さい。
駐車場はありません。」

受講料 9,300円(テキスト代込み)

申込方法 ①申込書に必要事項をご記入の上、事務局までFAXにてお申込下さい。
(FAXする時点では写真は無くても結構です、当日までご用意下さい。)
受講料は、お振込みにてお願いいたします。(手数料は、ご負担下さい。)
②受講票は送りましたしません。当日受講申込書 (FAXした原本です。)と
(顔写真…デジタルで撮ったものでも結構です、縦3cm×横2.5cmを2枚、
1枚は受講申込書に添付、もう1枚は修了証用です。
申込書に「リガ」等で留めて下さい) を持参して下さい。

振込先 口座名義： 建災防横浜西分会 (ケンサイボウヨコハマニジブンカイ)
口座番号： 横浜銀行 東戸塚駅前支店 普通預金0192210
※ 受講実施日の5日前までにお振込ください。

建設業労働災害防止協会 神奈川支部 横浜西分会

〒241-0801 横浜市戸塚区品濃町541-3 木アビル6階

TEL 045-824-1917 FAX 045-825-0431

年 月 日 講習

受付番号

足場の組立等作業従事者特別教育（6時間）受講申込書

厚生労働省「建設労働者確保育成助成金制度」を申請される事業場は、当該欄先頭の□部分に『レ』点チェックをお願いします。

ふりがな			
氏名	生年月日	昭和・平成	年 月 日 (歳)
現住所	〒 — —		
連絡先	講習当日までに、連絡を取る場合がありますので、電話番号等をご記入ください。 会社・自宅・その他 Tel () Fax ()		
所属事業所	会社名 所在地 Tel	Fax	

申請日 平成 年 月 日

申請者(受講者本人)

写真
[貼付位置]

写真(縦9cm×横2.5cm)を2枚
・1枚は、右の[貼付位置]の部分に貼り付けてください。
・もう1枚は修了証貼り付け用(裏面に氏名を記入)
クリップなどで添付してください。

㊞

- 【申込にあたっての注意事項】
- この申込書に記載する氏名、生年月日等各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。
 - 本申込書にご記入いただいた個人情報、技能講習を実施するために使用するものであって受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
 - 本申込書は、受講料、テキスト代とともに提出してください。
 - 受領した受講料はお返しすることはできません。
 - 選考、早退などで講習科目の一般を受講しない場合は修了証の交付はできません。
 - 受講申込者が、実施限少数に達しない場合は、中止することもあります。

足場特別教育を受講される皆様へ

受講日に受付に必要な物

1. 受講申込書

受講申込書（社印・受講者本人印を確認してください） コピー不可
鉛筆書きは受付ません。修正テープ不可必ず訂正印を押してください。

（事業主証明部分の訂正は社印・受講者部分については訂正は個人印）

2. 修了証の受け取り方について

修了証は7日～10日程で当分会へ届きます。受け取り方は下記の通りです。
（時期により込み合っている時は日数がかかる場合もあります）

- ① 横浜西分会（受講した場所）で受け取る
修了証が届きましたら連絡をいたしますので事前に連絡して 印鑑を持参してください。サインは不可

- ② 受講受付時に郵送等の交付を指定する

簡易書留 封筒に受取先を明記して受付時に提出

修了証	郵便料金+簡易書留	切手代金
1名(約30g)	92円+310円	402円
2～3名	140円+310円	450円
4名～5名	205円+310円	515円
6名～8名	250円+310円	560円

- ③ 着払い宅配 受付時に申し込んでください

※ 法定講習時間厳守のため 遅刻をすることで受講いただけません。受講日はゆとりをもって来場ください。

建設労働者確保助成金の申請は講習の1ヶ月前に計画届が必要です

対象

1. 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下であること。
2. 雇用保険率 16.5/1000 に加入していること。
3. 受講者は、申請事業主の従業員で、かつ雇用保険に加入していること。
4. 保険料を滞納していないこと。

平成 27 年 10 月 1 日より建設労働者確保助成金の取扱いに一部変更があり、申請者は講習初日から遡り1ヶ月前までに建設様式第 2 号の建設労働者確保助成金（技能実習コース（経費助成・貸金助成））計画届を神奈川県労働局職業対策課建設担当まで提出し、受理番号の交付を受けるところと変更になっております。

インターネットより、助成金 → 神奈川県労働局 → 職業対策課で
計画届がダウンロードできます。

※ 足場特別教育受講者は修了証交付時に助成金関係の書類をお渡しいたします。

